Under the Paperwork Reduction Act of 1995, no persons are required to respond to a collection of information unless it contains a valid OMB control number.

宣言書 DECLARATION

追加発明者 ADDITIONAL INVENTOR(S) 補足用紙

Supplemental Sheet

	ページの	ページ目
Page	of	

共同発明者氏名: Name of Additional Joint Inventor, if any:				当該非署名発明者について請願書をすでに申請している A petition has been filed for this unsigned inventor				
名(ファーストおよびミドルネーム) Given Name (first and middle (if any))			姓 Family Name or Surname					
発明者署名 Inventor's Signature						日付 Date		
居住地: 都市 Residence: City	州 State			国 Cour	ntry	国籍 Citizenship		
郵送先住所 Mailing Address								
都市 City	州 State				郵便番号 Zip	国 Country		
学 同発明者氏名: 当該非署名発明者について請願書をすでに申請している A petition has been filed for this unsigned inventor								
名(ファーストおよびミドルネーム) Given Name (first and middle (if any))		姓 Family Name or Surname						
発明者署名 Inventor's Signature						日付 Date		
居住地: 都市 Residence: City	州 State			国 Cour	ntry	国籍 Citizenship		
郵送先住所 Mailing Address								
都市 City	州 State				郵便番号 Zip	国 Country		
共同発明者氏名: Name of Additional Joint Inventor, if any:	Joint Inventor, if any:			当該非署名発明者について請願書をすでに申請している A petition has been filed for this unsigned inventor				
名(ファーストとミドルネーム) Given Name (first and middle (if any))	姓 Family Nam		me or Surname					
発明者署名 Inventor's Signature						日付 Date		
居住地: 都市 Residence: City	州 State			国 Cour	ntry	国籍 Citizenship		
郵送先住所 Mailing Address				_				
都市 City	州 State				郵便番号 Zip	国 Country		

当該情報収集は35 U.S.C. 115 および37 CFR 1.63 によって要請されている。本情報は、出願申請する一般民衆(および処理する米国特許商標局)の便益を取得または保持するために必要なものである。機密保持は、35 U.S.C. 122、そして37 CFR 1.11 と 1.14 によって律則されている。当該収集は、本申請用紙の入手と記入、さらに記入の済んだ本申請用紙の米国特許商標局へ の提出を含み、完了までに21分間を要するものと推定される。要する時間は個々の事例により異なる。本用紙の記入完了に要する時間についての意見、および当該義務の軽減についての 提案は、22313 - 1450バージニア州アレキサンドリア市私書箱 1450 号米国商務省米国特許商標局主席情報官宛てに送付のこと。本住所宛に手数料や記入済み用紙を送付してはならない。 送付先: 22313 - 1450 バージニア州アレキサンドリア市私書箱 1450 号特許長官宛。

This collection of information is required by 35 U.S.C. 115 and 37 CFR 1.63. The information is required to obtain or retain a benefit by the public which is to file (and by the USPTO to process) an application. Confidentiality is governed by 35 U.S.C. 122 and 37 CFR 1.11 and 1.14. This collection is estimated to take 21 minutes to complete, including gathering, preparing, and submitting the completed application form to the USPTO. Time will vary depending upon the individual case. Any comments on the amount of time you require to complete this form and/or suggestions for reducing this burden, should be sent to the Chief Information Officer, U.S. Patent and Trademark Office, U.S. Department of Commerce, P.O. Box 1450, Alexandria, VA 22313-1450. DO NOT SEND FEES OR COMPLETED FORMS TO THIS ADDRESS. **SEND TO: Commissioner for Patents, P.O. Box 1450, Alexandria, VA 22313-1450.**

宣言書 - 優先データ補足用紙 DECLARATION - Supplemental Priority Data Sheet

国外出願:									
Foreign applications:									
先行海外出願番号 Prior Foreign Application Number(s)	国 Country	海外出願日 Foreign Filing Date (月/日/西暦年) (MM/DD/YYYY)	優先権を主張しない Priority Not Claimed	認証複写の Certified Copy / 有 YES)添付 Attached? 無 NO				

当該情報収集は35 U.S.C. 115 および37 CFR 1.63 によって要請されている。本情報は、出願申請する一般民衆(および処理する米国特許商標局)の便益を取得または保持するために必要なものである。機密保持は、35 U.S.C. 122、そして37 CFR 1.11 と 1.14 によって律則されている。当該収集は、本申請用紙の入手と記入、さらに記入の済んだ本申請用紙の米国特許商標局への提出を含み、完了までに21 分間を要するものと推定される。要する時間は個々の事例により異なる。本用紙の記入完了に要する時間についての意見、および当該義務の軽減についての提案は、22313 - 1450 バージニア州アレキサンドリア市私書箱1450 号米国商務省米国特許商標局主席情報官宛てに送付のこと。本住所宛に手数料や記入済み用紙を送付してはならない。送付先: 22313 - 1450 パージニア州アレキサンドリア市私書箱1450 号物野長官宛。

This collection of information is required by 35 U.S.C. 115 and 37 CFR 1.63. The information is required to obtain or retain a benefit by the public which is to file (and by the USPTO to process) an application. Confidentiality is governed by 35 U.S.C. 122 and 37 CFR 1.11 and 1.14. This collection is estimated to take 21 minutes to complete, including gathering, preparing, and submitting the completed application form to the USPTO. Time will vary depending upon the individual case. Any comments on the amount of time you require to complete this form and/or suggestions for reducing this burden, should be sent to the Chief Information Officer, U.S. Patent and Trademark Office, U.S. Department of Commerce, P.O. Box 1450, Alexandria, VA 22313-1450. DO NOT SEND FEES OR COMPLETED FORMS TO THIS ADDRESS. **SEND TO: Commissioner for Patents, P.O. Box 1450, Alexandria, VA 22313-1450.**

プライバシー保護法声明書

1974 年プライバシー保護法 (P.L. 93-579) は、特許出願あるいは特許に関する添付種類の提出に関連して、特定情報があなたに与えられるよう規定しています。したがって、同法規の規定にしたがい、下記のことがらを銘記してください。(1) 本情報の収集を律する法規は 35 U.S.C. 2(b)(2)です。(2) 求められた情報の提供は本人の任意です。さらには、(3) 米国特許商標庁がこの情報を使用する主目的は、特許出願または特許の提出を処理し、あるいは審査するためです。求められた情報を提供しなかった場合、米国特許商標庁は提出されたものを処理、審査できなくなる場合がありますので、その結果として、処理の打ち切り、あるいは出願の破棄、あるいは特許失効に帰結することがあります。

本用紙に記載された情報は、下記の通常使用目的に従います。

- 1. 本用紙に記載されている情報は、情報公開法 (5 U.S.C. 552) およびプライバシー保護法 (5 U.S.C 552a) が許容する範囲において極秘扱いとなります。本記録システムの記録は、本記録の開示が情報公開法で要求されているか否かを判断するために、司法省に開示される場合があります。
- 2. 本記録システムの記録は通常使用目的として、示談交渉手順における反対側弁護士への開示を含め、証拠の提示として法廷、予審判事、あるいは行政裁判所に開示される場合があります。
- 3. 本記録システム中の記録は通常使用目的として、記録に関する個人が該当する記録に関して、米国会議員に支援を要請する場合、個人の関与を要請する米国会議員に開示される場合があります。
- 4. 本記録システム中の記録は通常使用目的として、契約を執行するためにその情報を必要とする、本 庁の契約業者に開示される場合があります。情報の受理者は5 U.S.C. 552a(m) に基づき、1974 プラ イバシー 法の規定要件を順守しなければなりません。
- 5. 特許協力条約のもとで出願された国際出願に関する本記録システム内の記録は、通常使用目的として、特許協力条約に基づき、世界知的所有権機関に開示される場合があります。
- 6. 本記録システムの記録は通常使用目的として、国家安全保障 (35 U.S.C. 181) による再審理、および原子力法 (42 U.S.C. 218(c) にもとづく再審理の目的において、他の連邦政府機関に開示される場合があります。
- 7. 本記録システムの記録は通常使用目的として、44 U.S.C. 2904 及び 2906 に基づく記録管理慣行及 びプログラムの改善を推奨するために、米一般調達局長官(GSA)により、当機関の責任の一部として 行われる 記録の検査機関中に、GSA、またはその被指名人に開示される場合があります。上記の開 示は、本目的のため の記録検査を規定する GSA 規定、及び関連 (GSA あるいは商務省) の指令に 準拠して行われます。かかる開示 は、個人を特定する目的のもとに使用されてはなりません。
- 8. 本記録システムの記録は通常使用目的として、35 U.S.C. 122(b) に基づく出願公開後あるいは 35 U.S.C. 151に基づく特許発行後に、一般に開示される場合があります。さらに記録は通常使用目的として、37 CFR 1.14の制限のなかで、出願がなされても放棄され、またはその処理が終決しており、な おかつそれが公開出願で参照されている、特許出願が一般審査のために公開されている、または特 許が発行されている場合は、一般に公開されることがあります。
- 9. 本記録システムの記録は、通常使用目的として、米国特許商標庁が、法律や法規の違反した、あるいは潜在的に違反があると判断した場合は、連邦、州、または地方自治体の警察等に開示される場合があります。